

第102期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催
場所

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室

※末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- ・議決権は、インターネット又は同封の議決権行使書用紙により、事前に行っていただくようお願いいたします。
- ・インターネット上で、株主総会のライブ中継及び事前質問の受け付けをいたします。詳細につきましては、5～6ページをご参照ください。

株主総会におけるお土産の配付は取りやめております。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

(証券コード 7224)

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号

新明和工業株式会社

取締役社長 櫛 原 敬 士

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.shinmaywa.co.jp/ir/general_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名（会社名）」欄に当社名又は「証券コード」欄に「7224」を入力の上、「検索」をクリックし、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主総会にご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することが可能です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。インターネット又は書面による議決権の行使方法につきましては、3～4ページをご参照ください。

なお、議決権を行使いただけない場合、その議決権は、各議案に対する賛否いずれにも算入されず、株主総会の決議の結果に反映されないこととなります。株主の皆様のご意向を当社の経営に反映させるため、株主総会にご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室
（末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

-
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「主要な事業所及び工場」「使用人の状況」「主要な借入先及び借入額」「会社の株式に関する事項」「社外役員に関する事項」「会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」
 - ・計算書類に係る会計監査人の監査報告書

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。7ページ以降の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日)午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

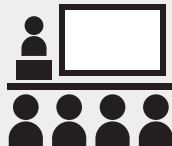
書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日)午後5時到着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月25日(木曜日)午前10時

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年6月24日（水曜日）午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネットによる議決権行使又は議決権行使書の郵送のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the proxy voting site. At the top, it says 'ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。' (Please enter your login ID and password, and click 'Login'). Below this, there are two input fields: 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード または仮パスワード' (Password or Temporary Password). The login ID field has a placeholder '4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)' (4 digits - 4 digits - 4 digits - 3 digits (half-width)). The password field has a placeholder '(半角)' (half-width). A 'ログイン' (Login) button is located to the right of the password field. Below the input fields, there is a note: 'パスワードを変更される場合、パスワードをご入力の上、' (When changing your password, please enter your password, and then). A red arrow points to the 'ログイン' button with the text '入力後、「ログイン」をクリック' (After input, click 'Login').

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。
- (4) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

株主総会のライブ中継及び事前質問の受付のご案内

インターネット上の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下「本サイト」といいます。）において、株主総会のライブ中継及び本株主総会の目的事項に関する事前質問の受付をいたします。

本サイトへのアクセスの方法、ライブ中継のご視聴の方法、事前質問の方法その他の詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 本サイトへのアクセス・ログインの方法

以下のいずれかの方法により、本サイトにアクセスし、ログインしてください。

(1) スマートフォン・タブレット等からアクセスする場合

- ① 議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に印刷されているQRコードをスマートフォン・タブレット等のカメラで読み取ってください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(2) PCからアクセスする場合又はQRコードを読み取ることができない場合

- ① ご利用のブラウザのアドレスバーに「<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>」とご入力ください。
- ② 表示されたログイン画面の所定の入力欄に、議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に記載されている「ログインID」と「パスワード」(*)をご入力ください。

※ 議決権行使サイトで使用するパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

- ③ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

2. 株主総会のライブ中継

(1) 配信日時

2026年6月25日（木曜日） 午前10時 ～ 株主総会終了時刻まで

※ 配信ページは、本株主総会開始時間の約30分前（午前9時30分頃）からアクセス可能です。

※ 天災地変その他のやむを得ない事由により、ライブ中継を実施できなくなる可能性がございます。

(2) ライブ中継の視聴方法

- ① 上記の配信日時に本サイトにログインし、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② ライブ視聴等に関する利用規約にご同意の上、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

(3) ライブ中継のご視聴に係るご留意事項

- ・インターネットによる株主総会のライブ中継のご視聴は、会社法が定める株主総会への「出席」には該当しないため、ライブ中継において議決権を行使したり質問を行ったりすることはできません。
- ・議決権の行使は、3ページ及び4ページをご参照の上、インターネット又は議決権行使書用紙により事前に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ライブ中継ご視聴のためのQRコード、「ログインID」及び「パスワード」を第三者に譲渡・開示したり、ライブ中継の映像や音声をSNS等で公開したりすることはお控えください。

- ・通信障害等によりライブ中継のご視聴が困難になった場合でも、復旧を待たずに議事を進めさせていただきます。
- ・ライブ中継をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. 事前質問の受付

(1) 受付期間

本招集通知到着後 ~ 2026年6月16日(火曜日) 午後5時まで

(2) 受付方法

- ① 上記受付期間内に本サイトにログインし、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

(3) 事前質問に係るご留意事項


- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、本株主総会当日にご回答させていただく予定です。
- ・株主様のご関心が高いと思われるものであっても本株主総会当日にご回答できないご質問については、本株主総会終了後、当社ウェブサイト上にご回答を掲載させていただく予定です。
- ・事前に頂戴した全てのご質問に対して、必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねます。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

	PC		モバイル		
	Windows	Mac	iPad	iPhone	Android
OS	Windows	macOS	iOS	iOS	Android
ブラウザ	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

- ※ OS・ブラウザは、いずれも最新バージョンをご利用ください。
- ※ 上記推奨環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。
- ※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

本サイトに関する お問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  0120-676-808 (通話料無料) 受付時間 平日午前9時~午後5時
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の実施に向け、DOE（株主資本配当率）を採用し、中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 2 【拡大】」の適用期間中における配当の目標水準をDOE 3%程度に設定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績等に鑑み、1株につき29円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき27円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき56円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金29円 総額1,918,157,005円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月26日

〔ご参考〕配当金とDOEの推移

区 分	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (2024年度)	第102期 (当事業年度) (2025年度)
1株当たり年間配当金(円)	45	47	52	56
中 間(円)	21	22.5	25	27
期 末(円)	24	24.5	27	29
D O E (%)	3.1	3.0	3.1	3.1

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

世界的な地政学上のリスクの高まりを受け、わが国においても防衛生産基盤の強化を図ることが重要な社会的課題となっている中、当社がUS-2型救難飛行艇の製造をはじめとする防衛関連事業において培ってきた技術力や防衛関連製品に関する知見等を生かして防衛関連事業への取り組みのさらなる強化を図っていくこと、並びに駐車場運営事業の現在の事業規模及び同事業の今後の拡大の可能性等に鑑み、これらの事業が定款第2条（目的）に掲げる事業に含まれないと解釈されるおそれが生じないようにするため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)	(1)
〃 <条文省略>	〃 <現行どおり>
(2)	(2)
<新設>	<u>(3) 防衛関連製品ならびにその部品の製造、据付、販売および修理</u>
(3)	(4)
〃 <条文省略>	〃 <現行どおり>
(6)	<u>(7)</u>
<新設>	<u>(8) 駐車場の運営</u>
(7)	<u>(9)</u>
〃 <条文省略>	〃 <現行どおり>
<u>(13)</u>	<u>(15)</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案を付議するにあたっては、あらかじめ社外取締役のみで構成される「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会で決定しております。また、監査等委員会からは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定手続きは適正であり、株主総会で意見陳述すべき特段の事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであり、各候補者の詳細は、11ページから15ページに記載のとおりであります。

なお、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏 名	候補者の属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	取締役 在任年数	性別
1	くに ほら たか し 榎 原 敬 士	再任	代表取締役 取締役社長	14/14回 (100%)	4年	男性
2	い そ がわ たつ ゆき 五十川 龍 之	再任	取締役会長	14/14回 (100%)	11年	男性
3	く め とし き 久 米 俊 樹	再任	取締役 専務執行役員	14/14回 (100%)	7年	男性
4	なが い せい こ 長 井 聖 子	再任 社外 独立	社外取締役	14/14回 (100%)	7年	女性
5	うめ ほら とし ゆき 梅 原 俊 志	再任 社外 独立	社外取締役	14/14回 (100%)	4年	男性
6	あさ み あき こ 浅 見 彰 子	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	1年	女性

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく
独立役員候補者

- (注) 1. 浅見彰子氏の取締役会出席回数（出席率）は、取締役に就任した2025年6月24日以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、各取締役候補者は、取締役に選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2026年6月に同内容での更新を予定しております。
- ① 填補対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。
 - ② 保険契約の期間
1年間
 - ③ 被保険者の実質的保険料負担割合
全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。
 - ④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置
保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないことにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置しております。

候補者番号

1

くに はら たか し
榎原敬士

1963年2月13日生 (63歳)

再任

◆ 所有する当社株式の数：26,480株

◆ 在任年数 (本總會終結時)：4年

◆ 取締役会出席回数 (出席率)：14/14回 (100%)

男性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2022年 4月	当社新事業戦略本部長
2012年 4月	当社執行役員 当社流体事業部長	2022年 6月	当社取締役
2016年 4月	当社常務執行役員	2026年 4月	当社代表取締役 (現任) 当社取締役社長 (現任)

◆ 取締役候補者とした理由

これまで流体事業部門、新事業戦略部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は代表取締役 取締役社長として当社の経営の中核を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

2

い そ がわ たつ ゆき
五十川龍之

1959年7月2日生 (66歳)

再任

◆ 所有する当社株式の数：65,504株

◆ 在任年数 (本總會終結時)：11年

◆ 取締役会出席回数 (出席率)：14/14回 (100%)

男性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2015年 4月	当社常務執行役員
2012年 4月	当社執行役員 当社パーキングシステム事業部副事業部長 東京エンジニアリングシステムズ株式会社 (現 新明和パークテック株式会社) 常務取締役	2015年 6月	当社取締役
2014年 4月	当社パーキングシステム事業部長	2016年 4月	当社専務執行役員
		2017年 4月	当社代表取締役 当社取締役社長
		2026年 4月	当社取締役会長 (現任)

◆ 取締役候補者とした理由

パーキングシステム事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役会長として取締役会の監督機能の中核を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

3

く め とし き
久 米 俊 樹

1967年1月27日生 (59歳)

再 任

◆ 所有する当社株式の数：29,814株

◆ 在任年数（本総会終結時）：7年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：14/14回（100%）

男 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2014年 4月 当社財務部長

2017年 4月 当社執行役員

2019年 4月 当社常務執行役員

2019年 6月 当社取締役（現任）

2025年 6月 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長（現任）

2026年 4月 当社専務執行役員（現任）

当社経本部長兼経理部長（現任）

[重要な兼職の状況]

・新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長

◆ 取締役候補者とした理由

これまで財務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 専務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

4

なが い せい こ
長 井 聖 子

1960年6月22日生 (65歳)

再任

社外

独立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本総会終結時）：7年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：14/14回（100%）

女性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	日本航空株式会社入社	2012年4月	株式会社ジャルエクスプレス客室部長
1997年4月	同社国内線先任資格取得	2014年10月	日本航空株式会社羽田第4客室乗員室室長
1998年4月	同社国際線先任資格取得(チーフパーサー)	2015年4月	学校法人関西外国語大学外国語学部教授(現任)
2006年12月	同社客室乗務管理職	2019年6月	当社社外取締役(現任)
2008年4月	同社機内販売グループ長	2021年6月	王子ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

- ・学校法人関西外国語大学外国語学部教授
- ・王子ホールディングス株式会社社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本航空株式会社での勤務を経て、学校法人関西外国語大学において教授として研究、教育に携わるとともに、王子ホールディングス株式会社社外取締役も務める等の多様な経験を有しております。かかる経験及び取締役会においてジェンダーの視点が確保されることにより、経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督が行われるとともに、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としたものであります。同氏には、引き続き、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と学校法人関西外国語大学及び王子ホールディングス株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

5

うめ はら とし ゆき

梅原俊志

1957年9月3日生 (68歳)

再任

社外

独立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本総会終結時）：4年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：14/14回（100%）

男性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月 日東電工株式会社入社	2021年 6月 不二製油グループ本社株式会社 (現 不二製油株式会社)社外取締役(現任)
2010年 6月 同社執行役員	2022年 6月 第一稀元素化学工業株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役（現任）
2015年 6月 同社取締役常務執行役員	2022年 9月 株式会社JCCCL社外取締役
2017年 6月 同社取締役専務執行役員	2023年 4月 株式会社JCCCL代表取締役（現任）
2019年 6月 同社代表取締役専務執行役員	
2020年 6月 同社代表取締役専務執行役員退任	

[重要な兼職の状況]

- ・不二製油株式会社社外取締役
- ・株式会社JCCCL代表取締役
- ・第一稀元素化学工業株式会社社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日東電工株式会社において代表取締役専務執行役員を務めるなど、会社経営に関する豊富な実務経験を有しております。かかる経験に基づき、経営陣から独立した客観的な立場から経営の監督が行われるとともに、経営に関する助言が得られ、また中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としたものであります。同氏には、引き続き、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と不二製油株式会社、第一稀元素化学工業株式会社及び株式会社JCCCLとの間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

6

あさ み あさ こ
浅見 彰 子

1964年11月7日生 (61歳)

再任

社外

独立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本総会終結時）：1年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

女性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	イーストマン・コダック株式会社入社	2017年 6月	株式会社OKLife代表取締役退任
1997年 1月	ソニー株式会社VAIO事業部 設計開発部門係長		OKWave株式会社取締役退任
2003年 4月	同社ウォークマン事業戦略部 商品企画統括課長	2017年10月	タイガー魔法瓶株式会社顧問
2004年10月	同社研究開発本部事業戦略部統括課長	2018年10月	同社執行役員
2007年12月	株式会社OKLife代表取締役	2019年 4月	同社取締役
2011年 6月	OKWave株式会社取締役	2025年 6月	当社社外取締役（現任）
		2026年 4月	タイガー魔法瓶株式会社取締役退任 同社顧問（現任）

[重要な兼職の状況]

- ・タイガー魔法瓶株式会社顧問

◆ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

タイガー魔法瓶株式会社において取締役を務めるなど、会社経営に関する豊富な実務経験を有しております。かかる経験及び取締役会においてジェンダーの視点が確保されることにより、経営陣から独立した客観的な立場から経営の監督が行われるとともに、経営に関する助言が得られ、また中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としたものであります。同氏には、引き続き、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社とタイガー魔法瓶株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

- ・同氏の取締役会出席回数（出席率）は、取締役に就任した2025年6月24日以降に開催された取締役会を対象としております。
- ・同氏が取締役を務めていたタイガー魔法瓶株式会社は、2021年8月31日、同社が製造する電気ケトルに係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認）があったとして、消費者庁から措置命令を受けております。
- ・同氏は、株式会社マツキヨココカラ&カンパニーの社外取締役候補者であり、2026年6月20日開催予定の同社定時株主総会において社外取締役として選任された場合には、これに就任する予定であります。当社と同社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

【ご参考】取締役の経験・スキル・専門性について

第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役の構成並びに各取締役が有する経験・スキル・専門性は、以下の表のとおりであります。

	取締役						監査等委員である取締役			
	社外取締役						社外取締役			
	榎原	五十川	久米	長井	梅原	浅見	西田	枚山	木村	鈴木
経営経験	●	●	●		●	●				
複数の事業経験		●	●		●	●				●
財務 (会計・資本政策)			●				●		●	
法務 (コンプライアンス・リスクマネジメント)							●	●	●	
経営戦略 (経営企画)		●	●		●	●				
グローバル	●			●	●					●
サステナビリティ (ESG)	●			●						●

【上記の経験・スキル・専門性を重視する理由】

経営経験	経営（業務執行）に対する実効的な監督を行うにあたり、自らも経営経験を有することは有益と考えるため
複数の事業経験	当社は多様な事業を行っており、その経営に対する実効的な監督を行うには複数の事業の経験があることが有益と考えるため
財務 (会計・資本政策)	財務基盤の強化、戦略的な投資等を行うことが持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を図る上で有益と考えるため
法務 (コンプライアンス・リスクマネジメント)	公正なコンプライアンス体制・適切なリスクマネジメント体制の構築・強化を図ることが持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を実現する上で有益と考えるため
経営戦略 (経営企画)	的確な経営戦略の立案、状況の変化に応じた柔軟な経営戦略の変更を図ること等が持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を実現する上で有益と考えるため
グローバル	海外事業の強化を図ることが中長期経営計画の目標の達成を目指す上で重要と考えるため
サステナビリティ (ESG)	ESGをはじめとするサステナビリティをめぐる諸課題に対応・解決を図ることが持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を実現する上で有益と考えるため

以上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【当連結会計年度の業績】

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
285,024 百万円	16,329 百万円	16,324 百万円	11,507 百万円
前年度比7.0%増(↑)	前年度比16.9%増(↑)	前年度比20.6%増(↑)	前年度比28.5%増(↑)

当連結会計年度におけるわが国経済は、過去最高水準の賃金上昇を背景とした個人消費の持ち直しや企業の堅調な設備投資需要に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇や金融・資本市場の変動に加え、依然として緊迫が続く中東情勢による原材料価格・物流コストの高止まり、並びに円安基調の継続など、先行き不透明な状況が続いております。

こうした中、当社グループは、2030年を志向した長期経営計画 [SG-Vision2030] のPhase 2に当たる、中期経営計画 [SG-2026] の活動2年目を迎え、企業価値向上に向けた諸施策を推進しております。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は327,046百万円（前年度比12.2%増）、売上高は285,024百万円（同7.0%増）となりました。

損益面は、増収に伴い、営業利益は16,329百万円（同16.9%増）、経常利益は16,324百万円（同20.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,507百万円（同28.5%増）となりました。

当社グループの部門別の状況は、次のとおりであります。

【特装車部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 ダンプトラック、タンクローリ、テールゲートリフタ、 脱着ボデートラック、塵芥車等の特装車及びその部品 等の製造、販売及び修理並びにトレーラ、林業機械等 の製造、販売
117,583百万円	6,166百万円	
前年度比8.7%増(↑)	前年度比25.9%増(↑)	

車体等の製造販売は、受注、売上ともに増加いたしました。

また、保守・修理事業も、受注、売上ともに増加いたしました。

このほか、林業用機械等は、受注は減少し、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は128,366百万円（前年度比4.8%増）、売上高は117,583百万円（同8.7%増）となり、営業利益は6,166百万円（同25.9%増）となりました。

【パーキングシステム部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 機械式立体駐車設備及び航空旅客搭乗橋の製造、販売 及び保守
50,745百万円	4,922百万円	
前年度比10.9%増(↑)	前年度比47.7%増(↑)	

機械式駐車設備は、受注、売上ともに増加いたしました。

また、航空旅客搭乗橋も、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は45,142百万円（前年度比2.3%増）、売上高は50,745百万円（同10.9%増）となり、営業利益は4,922百万円（同47.7%増）となりました。

【産機・環境システム部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 自動電線処理機、真空成膜装置、ダイレクトドライブ モータ等の製造及び販売並びにごみ中継施設、破碎・ 選別回収システム等の製造及び販売
27,323百万円	571百万円	
前年度比17.9%減(↓)	前年度比74.1%減(↓)	

メカトロニクス製品は、受注は増加したものの、売上は減少いたしました。

また、環境関連事業は、受注、売上ともに減少いたしました。

この結果、当部門の受注高は33,662百万円（前年度比7.7%減）、売上高は27,323百万円（同17.9%減）となり、営業利益は571百万円（同74.1%減）となりました。

【流体部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容 水中ポンプ、水処理関連設備・機器の製造、販売及び保守修理
29,986百万円	4,679百万円	
前年度比9.0%増(↑)	前年度比6.8%増(↑)	

流体製品は、国内、海外ともに需要が堅調に推移し、受注及び売上が増加した結果、当部門の受注高は30,678百万円(前年度比6.9%増)、売上高は29,986百万円(同9.0%増)となり、営業利益は4,679百万円(同6.8%増)となりました。

【航空機部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容 救難飛行艇、訓練支援機等の航空機及び航空機部品等の製造、販売及び修理
41,558百万円	2,593百万円	
前年度比23.3%増(↑)	前年度比31.6%増(↑)	

防衛省向けは、受注、売上ともに増加いたしました。

また、民需関連も、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は66,023百万円(前年度比53.9%増)、売上高は41,558百万円(同23.3%増)となり、営業利益は2,593百万円(同31.6%増)となりました。

【その他部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容 住宅、ごみ処理施設等の建設、不動産業、人材派遣業、コンピュータ利用システムの開発設計請負業等
17,827百万円	1,512百万円	
前年度比1.0%減(↓)	前年度比3.4%増(↑)	

建設事業において、受注は増加したものの、売上が前年同期並みとなった結果、当部門の受注高は23,172百万円(前年度比38.1%増)、売上高は17,827百万円(同1.0%減)となり、営業利益は1,512百万円(同3.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は10,468百万円であり、その主なものは特装車部門における生産設備の更新や合理化であります。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の方の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の方等の方業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の方の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2030年度までの10か年にわたる長期経営計画 [SG-Vision 2030] を策定し、当社グループが目指す2030年度における姿を表した「長期ビジョン」の実現及び各種経営指標達成を目指しております。そして本計画の適用期間を3つのPhase (段階・期間) に分け、各Phaseについて中期経営計画を立案・推進しております。

① 長期経営計画 [SG-Vision 2030]

長期経営計画 (目標値)	Sustainable Growth with Vision 2030－価値創造による持続的成長－ [SG-Vision 2030] 活動期間：2021年度～2030年度			
	長期ビジョン グローバルな社会ニーズに応え、都市・輸送・環境インフラの高度化に貢献する 価値共創カンパニーを目指します。			
	連結売上高	海外売上高	ROE	ROIC
	4,000億円以上	1,000億円以上	12%以上	10%以上
中期経営計画 (活動期間)	2021～2023年度	2024～2026年度	2027～2030年度	
	Phase 1 【転換】	Phase 2 【拡大】	Phase 3 【飛躍】	

(為替前提：1ドル=140円)

② 中期経営計画 [SG-2026]

長期経営計画のPhase2【拡大】に該当する2024年度から2026年度の期間を中期経営計画 [SG-2026] と定め、経営指標と基本方針に則り経営活動に取り組んでおります。

ア. [SG-2026] 主な経営指標

	連結売上高	連結営業利益	海外売上高	ROE	ROIC
目標値	3,200億円	180億円	800億円	10%以上	7%以上

(為替前提：1ドル=140円)

イ. 基本方針

① 持続的成長の実現 海外展開の加速：東南アジア・オセアニア・北米への展開強化 戦略的M&Aの実施：海外拡大、新事業創出への積極的活用 DX推進による新たな価値の創造：データ活用による価値創造、新たなビジネスモデルの開発 新事業創出：事業シナジー、社外との価値共創による新事業創出
② 事業ポートフォリオ・マネジメント ROICを基準に事業ポートフォリオを「成長力強化事業」と「収益力強化事業」に区分 「成長力強化事業」：パーキングシステム部門、産機・環境システム部門、流体部門 「収益力強化事業」：特装車部門、航空機部門
③ ROIC経営の浸透と推進 ROIC逆ツリー展開、適正なキャッシュ・アロケーション
④ 人的資本の強化 成長戦略に則った人材の獲得・育成、従業員エンゲージメントの向上
⑤ 製品・サービスを通じた環境、社会への貢献 GHG（温室効果ガス）プロトコル Scope 1・2のグループ会社への展開、Scope 3の導入 ステークホルダーへの提供価値の拡大による企業価値の向上
⑥ リスクマネジメント・コンプライアンスの強化 気候変動や人権問題等の事業リスクのモニタリング、大規模自然災害や情報セキュリティへの対策強化、高いコンプライアンス意識の醸成等

2026年度は [SG-2026] の最終年度であり、[SG-2026] に掲げる経営目標の達成に向けて、引き続き売上高の拡大、収益力の向上、資本効率の改善等に向けた施策に取り組んでまいります。

なお、世界的な地政学上のリスクの高まりを受け、わが国においても防衛生産基盤の強化を図ることが重要な社会的課題となっております。当社は、U S - 2 型救難飛行艇の製造を

はじめとして、すでに防衛関連事業に取り組んでおりますが、これまでに培ってきた技術力や防衛関連製品に関する知見等を生かして防衛関連事業への取り組みのさらなる強化を図っていくことにより、これらの重要な社会的課題にも応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループがこれらの課題に対処していくにあたり、これまでと変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (2024年度)	第102期 (当連結会計年度) (2025年度)
受 注 高(百万円)	267,159	291,370	291,499	327,046
売 上 高(百万円)	225,175	257,060	266,441	285,024
営 業 利 益(百万円)	9,293	11,765	13,970	16,329
経 常 利 益(百万円)	9,902	12,106	13,536	16,324
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,313	7,279	8,957	11,507
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	111.00	110.38	135.61	174.02
R O E (%)	7.6	7.1	8.2	9.7
R O I C (%)	4.4	5.3	6.0	6.7
総 資 産(百万円)	226,907	260,102	266,443	296,056
純 資 産(百万円)	100,439	108,734	113,066	125,687

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

① 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社明和工務店	百万円 480	% 100	土木建築の設計施工
新明和オートエンジニアリング株式会社	300	100	輸送関連機械等の販売及び保守修理
イワフジ工業株式会社	300	100	林業機械等の製造、販売及び修理
大亜真空株式会社	100	100	真空技術を利用した各種機械製造
東邦車輛株式会社	100	100	特装車及びその部品の製造、販売及び修理
新明和パークテック株式会社	100	100	機械式駐車設備の設計、製造及び保守
新明和ソフトテクノロジー株式会社	100	100	コンピュータ利用システムの開発及び機械器具類等の設計請負
新明和ウエステック株式会社	100	100	環境施設の運営
Thai ShinMaywa Co., Ltd.	百万バーツ 1,080	100	特装車部品、水中ポンプ等の製造及び販売
KOREA VACUUM LIMITED	千ウォン 1,499,000	100	真空装置、車両用部品の製造等

- (注) 1. 当社の連結子会社（完全子会社）であった新明和（重慶）環保科技有限公司（主要な事業内容：排水処理システム及び関連製品の設計、製造、販売、保守、修理）について、売上高及び利益面での重要性が減少したことを受けて、当事業年度から同社を当社の連結子会社から除外しております。
2. 当社は、2025年6月18日付で、当社の連結子会社であるKOREA VACUUM LIMITEDについて、同社の少数株主1名から同社株式16千株（同人の持株比率：5.8%）を追加取得いたしました。これにより、同社は当社の完全子会社となっております。
3. 当社の連結子会社（当社の持株比率：65%）である台湾新明和工業股份有限公司（主要な事業内容：機械式駐車設備の製造、販売、保守、改修）は、2025年12月31日付で、同社の子会社（同社の持株比率：60%）である嘉鈺機械股份有限公司（主要な事業内容：機械式駐車設備の設計、製造、販売、据付工事、保守、修理改修）について、嘉鈺機械股份有限公司の少数株主3名から嘉鈺機械股份有限公司の株式1,000千株（同人らの持株比率：40%）を追加取得いたしました。これにより、嘉鈺機械股份有限公司は、同社の完全子会社となっております。
4. 以上の子会社の異動の結果を含めた2026年3月31日現在における当社の連結子会社は、上記表中の10社を含め、29社であります。
5. 当社は、2026年4月1日付で、廃棄物収集事業、貨物自動車運送事業、再生資源リサイクル事業その他のサーキュラーエコノミー分野における社会課題解決に資する事業を行うことを目的として、LOTUS INITIATIVE株式会社（資本金の額：80百万円）を設立いたしました。同社は、当社の完全子会社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 「監査等委員会設置会社」への移行

当社は、2025年6月24日開催の第101期定時株主総会における承認決議をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

② 特装車事業に関する独占禁止法違反について

当社及び当社の連結子会社（完全子会社）である東邦車輛株式会社（主な事業内容：特装車及びその部品の製造、販売及び修理）は、2024年11月12日、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法に違反する行為を行っていた疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以後、同委員会による調査に協力してまいりましたが、同事案に関し、2025年9月24日、同委員会から当該製品の他の製造販売業者に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。その発表の中で、当社及び東邦車輛株式会社も独占禁止法に違反する行為を行っていたことが認定されております。

ただし、当社及び東邦車輛株式会社は、上記立入検査前に当該違反行為を取りやめ、同委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告するとともに、同委員会の調査に全面的に協力したこと等から、排除措置命令は受けず、課徴金の納付も免除されております。

なお、当社は、2025年3月25日にも、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金の額：5,587万円。なお、この課徴金の額は、課徴金減免制度の適用により30%減額されたものであります。）を受けております。

当社は、これら独占禁止法違反が相次ぎ発覚した事態を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の強化に向けた取り組みを進めております。具体的な取り組みの内容は、以下のとおりであります。

ア. グループ会社を含む全ての役員及び従業員に対する社長メッセージの発信

取締役社長からグループ会社を含む全ての役員及び従業員に対し、「行動指針」及び「行動規範」に則り、高い倫理観に基づく責任ある行動を採るべきことやコンプライアン

スを徹底すべきこと等をメッセージとして発信しました（2024年1月、2025年1月、同年3月及び同年10月）。

イ. 専門の調査チームによる独占禁止法違反行為の有無の調査

2023年9月、弁護士及び法務部門から成る調査チームを組成し、グループ会社を含む営業担当者並びにその他の競争上の機微情報を取り扱う役員及び従業員を対象に、過去5年間に遡って独占禁止法に違反するおそれのある行為の有無の調査を実施しました。この調査を通じて上記特装車事業に関する独占禁止法違反の事実を把握したことから、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請・違反行為の自主申告を行ったものです。

また、公正取引委員会からの排除措置命令に則り、法務部門が主となって独占禁止法の順守状況について監査を行い、独占禁止法違反行為が行われていないことを確認しました（2026年2月）。

ウ. 弁護士を講師とする独占禁止法の順守に係る研修の実施

グループ会社を含む全ての役員及び従業員を対象に、弁護士を講師に迎え、独占禁止法の順守に係る研修を実施しました（2023年10月及び2025年1月）。

また、公正取引委員会からの排除措置命令に則り、機械式駐車装置の設置工事の営業を担当する役員及び従業員に対して独占禁止法の順守に係る研修を実施しました（2025年6月）。

エ. 競合他社の従業員等と接触する場合等のルール の 制定・運用

競合他社の役員及び従業員との間で競争上の機微情報に関する取り決めや交換を行うことを禁止するとともに、競合他社の役員及び従業員と打ち合わせを行ったり、メールのやり取りをしたりする等の接触をする場合、あるいは接触をした場合の届け出・審査等に関する社内規程を制定し、運用しております（2024年4月以降）。

オ. 社内リーニエンシー制度の制定・運用

法令違反等の不正行為を行った場合、これを自主的に申告して不正行為の改善等に貢献した役員及び従業員については、懲戒処分内容が免除・減輕され得ることを明文化した社内リーニエンシー規程を制定し、運用しております（2025年7月以降）。

③ 機械式立体駐車場の屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合について

当社が供給した機械式立体駐車場の屋根（耐火構造）の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、このうち建築基準法で求める性能を満たさない可能性があるものが508棟あることが判明したことから国土交通省にこれを報告し、2025年10月28日、同省からこのことが発表されました。

当社は、国土交通省等の指導に従って新たに国土交通大臣認定を取得する等の是正措置を

進めるとともに、設計・施工において国土交通大臣認定への適合性を確認するプロセスを設ける等、再発防止に向けた取り組みを行っております。

2. 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	五十川 龍之	
取 締 役	久 米 俊 樹	常務執行役員 財務部長 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長
取 締 役	欄 原 敬 士	常務執行役員 新事業戦略本部長 (モノづくり担当)
取 締 役	長 井 聖 子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授 王子ホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	梅 原 俊 志	不二製油株式会社 社外取締役 第一稀元素化学工業株式会社 社外取締役 株式会社J C C L 代表取締役
取 締 役	浅 見 彰 子	タイガー魔法瓶株式会社 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 田 幸 司	
取 締 役 (監査等委員)	杵 山 栄 理	はばたき綜合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社リニカル 社外取締役 (監査等委員) ロート製薬株式会社 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	木 村 文 彦	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役 公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事 木村文彦公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 敦 子	株式会社あさひ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2025年6月24日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって、取締役 石丸寛二、西岡 彰及び苅田祥史の各氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 当社は、2025年6月24日開催の第101期定時株主総会決議をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。これに伴い、監査役 西田幸司、島坂忠宏、金田友三郎、杵山栄理及び木村文彦の各氏は、任期満了により、それぞれ退任いたしました。このうち、西田幸司、杵山栄理及び木村文彦の各氏は、新たに取締役 (監査等委員) に選任され、それぞれ就任いたしました。

3. 2025年6月24日開催の第101期定時株主総会において、新たに浅見彰子氏が取締役、また鈴木敦子氏が取締役（監査等委員）に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 取締役 長井聖子、梅原俊志、浅見彰子、杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子の各氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は、取締役 長井聖子、梅原俊志、浅見彰子、杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役として、独立役員に選定しております。
5. 監査等の環境の整備、社内の情報収集等の必要性の観点から常勤の監査等委員を選定しております。
6. 取締役（監査等委員）木村文彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 久米俊樹氏は、2025年6月13日付で当社の連結子会社（完全子会社）である新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長に就任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）杵山栄理氏は、2025年6月25日付で株式会社リニカルの社外取締役（監査等委員）に、また2025年6月26日付で全保連株式会社の社外監査役に、それぞれ就任いたしました。
9. 2026年4月1日付で代表取締役及び執行役員を兼務する取締役について執行役員としての担当等の異動を行いました。異動後の状況は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	櫛原敬士	
取締役会長	五十川龍之	
取 締 役	久米俊樹	専務執行役員 経本部長兼経理部長 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長

10. 取締役 浅見彰子氏は、2026年4月20日をもってタイガー魔法瓶株式会社 取締役を退任し、同年4月21日付で同社顧問に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役及び各社外取締役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

<「監査等委員会設置会社」移行前の役員報酬に関する基本方針等>

(取締役個人別の報酬等の決定に関する事項)

① 役員報酬に関する基本方針

- ・経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブのある報酬水準とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「客観性」「透明性」の高い報酬体系とし、取締役社長と社外取締役3名が委員を務める指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の決議により「公正」に決定する。

② 役員報酬の体系

- ・役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）で構成する。ただし、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、月額報酬（固定報酬）のみとする。
- ・月額報酬（固定報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、職責を勘案して決定する。
- ・賞与（業績連動報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益をベースとし、営業利益、ROIC及び「中長期戦略の実現」に向けて当年度に取り組んだ中長期的な要素も加味し、これらを総合的に勘案して決定する。
- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、役位に応じて決定する。
- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、役位、在任期間及び中期経営計画期間における業績目標達成度に応じて決定する。

③ 役員報酬の決定方法に関する方針

- ・報酬の透明性及び妥当性を高めるべく、社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、役員の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会に諮問する。
- ・役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会

であり、指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえ、取締役会で決議する。

④ **月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針**

- ・月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）に関する株主総会の決議年月日は、2020年6月29日であり、その決議内容は年額520百万円以内（うち社外取締役60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としており、その範囲内において、取締役会において決定する。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）である。
- ・役員の報酬額を決定するにあたっては、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において、月額報酬（固定報酬）については、役位別に世間水準を参照して水準を審議し、また賞与（業績連動報酬）については、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益をベースに、役位別水準の妥当性を審議する。
- ・賞与（業績連動報酬）に係る指標は、営業利益、ROIC及び当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、事業活動により生み出した営業利益、投下資本に対する税引後営業利益の割合、及び株主配当の原資等となる当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益を重要視していることから選択したものであり、賞与（業績連動報酬）の額の決定方法は、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益をベースに取締役社長の水準を設定し、社長水準に役位別の係数を乗じ役位毎の水準を設定の上、担当部門の営業利益、ROICの増減、「中長期戦略の実現」に向けて当年度に取り組んだ中長期的な要素を加味して個別の額を決定する。

⑤ **譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針**

- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、上記月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）とは別枠で、2020年6月29日開催の定時株主総会の決議により定められた金銭報酬債権総額の上限額（年額50百万円以内）、株式数の上限数（年75,000株以内）の範囲内において、取締役会において決定する。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）である。
- ・役員の報酬額を決定するにあたっては、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において、役位別に世間水準等を参照して水準を審議する。

⑥ **業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針**

- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）は、上記月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）とは別枠で、2022年6月24日開催の定時株主総会の決議により定められた金銭報酬債権総額の上限額（年額400百万円以内）、株式

数の上限数（年600,000株以内）の範囲内において、取締役会において決定する（業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しているため、一事業年度あたりでは、年額100百万円以内、年150,000株以内に相当する。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）である。

- ・ 役員の報酬額を決定するにあたっては、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において、業績目標達成度により役位別に水準を審議する。

⑦ 月額報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）により構成されており、年度ごとに賞与（業績連動報酬）の支給額を変動させること、また中期経営計画ごとに業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の支給額を変動させることから、支給割合は年度毎に変動させるものとする。

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針)

報酬を与える時期については、次のとおりとする。

- ・ 月額報酬（固定報酬）：7月以降毎月
- ・ 賞与（業績連動報酬）：7月
- ・ 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）：7月（年額を一括付与）
- ・ 業績連動型株式報酬（非金銭報酬）：中期経営計画最終業績年度の翌年度7月（中期経営計画期間分を一括付与）

(報酬決定を取締役その他の第三者に委任する場合)

- ・ 委任を受ける者の氏名又は地位

代表取締役 取締役社長 五十川龍之

- ・ 委任する権限の内容

取締役の個人別の月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）

- ・ 委任者により権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずる場合は、その内容あらかじめ社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の支給額の水準を審議しており、委任を受けた者は、同委員会における審議結果を踏まえて具体的な支給額を決定すべきこととする。

- ・ 委任する理由

取締役の担当業務に対する評価は、それぞれの取締役の担当業務の内容と、それらに対

する各取締役の具体的な取組み内容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適しているため、上記の権限を代表取締役に委任することとしている。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、あらかじめ上記の決定方針との整合性も含めた審議が行われており、その審議結果を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容が決定されているものであることから、同決定内容は、上記の決定方針に沿うものであると判断している。

(取締役の個人別の報酬内容についての決定の方法)

- ・月額報酬（固定報酬）
監督報酬（一律同額）、助言報酬（社外取締役に適用、一律同額）、代表報酬（一律同額）、執行報酬（社外取締役に非適用、役位別に一律同額）により決定する。
- ・賞与（業績連動報酬）
担当部門の業績評価に基づき決定する。なお、社外取締役に支給しないものとする。
- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）
監督報酬（一律同額）、執行報酬（役位別に一律同額）により決定する。なお、社外取締役に支給しないものとする。
- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）
業績評価期間の状況に応じて、基準となる交付株式数を定め、在任期間及び業績目標達成度に応じて算定される当社株式を支給する。なお、社外取締役に支給しないものとする。
- ・本制度に基づき各対象取締役に支給する個別の最終交付株式数の算定方法は次のとおりとする。

「最終交付株式数 = 基準交付株式数 × 在任期間 × 業績目標達成度」

■基準交付株式数

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{役割別株式報酬基準額}}{\text{基準株価}}$$

■基準株価

業績評価期間の開始日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

■在任期間

$$\text{在任期間} = \frac{\text{在任月数}}{12}$$

■業績目標達成度

(A) 業績評価期間及び業績評価指標

業績評価期間	2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度
業績評価指標	3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROE

(B) 具体的な算出方法

業績目標達成度は、当社の業績評価期間に対応した各事業年度に係る確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書により算出される3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROEの数値に基づいて、下記に従って算出する。

■業績目標達成度の算定方法

ランク			連結ROE（3年単純平均）						
			S	A	B	C	D	E	F
以上			11.5%	10.5%	9.5%	8.5%	7.5%	6.5%	
未満				11.5%	10.5%	9.5%	8.5%	7.5%	6.5%
連結営業利益（3年累積）	S	540億円 (180億円/年)	200%	180%	160%	140%	120%	100%	0%
	A	500億円 (167億円/年)	180%	160%	140%	120%	100%	80%	0%
	B	460億円 (153億円/年)	160%	140%	120%	100%	80%	60%	0%
	C	420億円 (140億円/年)	140%	120%	100%	80%	60%	40%	0%
	D	380億円 (127億円/年)	120%	100%	80%	60%	40%	20%	0%
	E	340億円 (113億円/年)	100%	80%	60%	40%	20%	0%	0%
	F	340億円 (113億円/年)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項)

2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議されている。なお、監査役には、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しないこととしている。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）である。

<「監査等委員会設置会社」移行後の役員報酬に関する基本方針等>

(取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項)

① 役員報酬に関する基本方針

- ・ 経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・ 長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブのある報酬水準とする。
- ・ ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「客観性」「透明性」の高い報酬体系とし、「指名・報酬委員会」での審議・答申の内容を踏まえ、取締役会の決議により「公正」に決定する。この「指名・報酬委員会」は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名によって構成されており、委員長は委員の互選によって選定するものとする。

② 役員報酬の体系

- ・ 役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）で構成する。ただし、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、また、監査等委員である取締役については、客観的な立場から当社の経営を監査するという役割に鑑みて、それぞれ月額報酬（固定報酬）のみとする。
- ・ 月額報酬（固定報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、職責を勘案して決定する。
- ・ 賞与（業績連動報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益をベースとし、連結営業利益、連結ROIC及び「中長期戦略の実現」に向けて当年度に取り組んだ中長期的な要素も加味し、これらを総合的に勘案して決定する。
- ・ 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、役位に応じて決定する。

- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、役員、在任期間及び中期経営計画期間における業績目標達成度に応じて決定する。

③ 役員報酬の決定方法に関する方針

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に係る手続きの透明性及び内容の妥当性を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ「指名・報酬委員会」に諮問することとする。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会であり、「指名・報酬委員会」での審議・答申の内容を踏まえ、取締役会で決議する。

④ 月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬（固定報酬）及び賞与（業績連動報酬）に関し、2025年6月24日開催の定時株主総会において、支給するこれらの報酬等の金額の総額については年額520百万円以内（うち社外取締役に対しては月額報酬（固定報酬）のみ年間総額120百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議している。当該定時株主総会決議時における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）である。
また、監査等委員である取締役の月額報酬（固定報酬）に関し、2025年6月24日開催の定時株主総会において、支給する当該報酬等の金額の総額については年額120百万円以内と決議している。当該定時株主総会決議時における監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）である。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定するにあたっては、あらかじめ「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、月額報酬（固定報酬）については、役位別に世間水準を参照して水準を審議し、また賞与（業績連動報酬）については、親会社株主に帰属する当期純利益をベースに、役位別水準の妥当性等を審議するものとする。
- ・賞与（業績連動報酬）に係る指標は、連結営業利益、連結ROIC及び親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、事業活動により生み出した連結営業利益、投下資本に対する税引後営業利益の割合、及び株主配当の原資等となる親会社株主に帰属する当期純利益を重要視していることから選択したものであり、賞与（業績連動報酬）の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益をベースに取締役社長の水準を設定し、社長水準に役位別の係数を乗じ役位毎の水準を設定の上、担当部門の

連結営業利益、連結ROICの増減、「中長期戦略の実現」に向けて当年度に取り組んだ中長期的な要素を加味して個別の額を決定する。

- ・監査等委員である取締役の報酬額を決定するにあたっては、株主総会において承認された上記報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑤ **譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針**

- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、上記月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）とは別枠で、2025年6月24日開催の定時株主総会の決議により定められた金銭報酬債権総額の上限額（年額50百万円以内）及びその全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社普通株式数の上限数（年75,000株以内）の範囲内において、取締役会において決定する。当該定時株主総会決議時における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）である。
- ・譲渡制限付株式報酬の額を決定するにあたっては、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、役位別に世間水準等を参照して、付与される譲渡制限付株式報酬の水準についての審議・答申の内容を踏まえて、取締役会において決議する。

⑥ **業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針**

- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）は、上記月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）とは別枠で、2025年6月24日開催の定時株主総会の決議により定められた金銭報酬債権総額の上限額（年額400百万円以内）及びその全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社普通株式数の上限数（年600,000株以内）の範囲内において、取締役会において決定する。なお、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しているため、一事業年度あたりでは、年額100百万円以内、年150,000株以内に相当する。当該定時株主総会決議時における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）である。
- ・業績連動型株式報酬の額を決定するにあたっては、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、業績目標達成度により役位別に付与される業績連動型株式の水準についての審議・答申の内容を踏まえて、取締役会において決議する。

⑦ **月額報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定に関する方針**

当社の役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）により構成されており、年度ごとに賞与（業績連動報酬）の支給額を変動させること、また中期経営計画ごとに業績連動型

株式報酬（非金銭報酬）の支給額を変動させることから、支給割合は年度毎に変動させるものとする。

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針）

報酬を与える時期については、次のとおりとする。

- ・月額報酬（固定報酬）：7月以降毎月
- ・賞与（業績連動報酬）：7月
- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）：7月（年額を一括付与）
- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）：中期経営計画最終業績年度の翌年度7月（中期経営計画期間分を一括付与）

（報酬決定を取締役その他の第三者に委任する場合）

- ・委任を受ける者の氏名又は地位
代表取締役 取締役社長 五十川龍之
- ・委任する権限の内容
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の額
- ・委任者により権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずる場合は、その内容「指名・報酬委員会」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の支給額の水準を審議しており、委任を受けた者は、同委員会における審議結果を踏まえて具体的な支給額を決定すべきこととしている。
- ・委任する理由
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に対する評価は、それぞれの取締役の担当業務の内容と、それらに対する各取締役の具体的な取組み内容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適しているため、上記の権限を代表取締役に委任することとしている。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」において、上記の決定方針との整合性も含めた審議が行われており、その審議結果を踏まえて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等

の内容が決定されているものであることから、同決定内容は、上記の決定方針に沿うものであると判断している。

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬内容についての決定の方法)

- ・月額報酬（固定報酬）
監督報酬（一律同額）、助言報酬（社外取締役に適用、一律同額）、代表報酬（代表取締役に適用、一律同額）、執行報酬（社外取締役には非適用、役位別に一律同額）により決定する。
- ・賞与（業績連動報酬）
担当部門の業績評価に基づき決定する。社外取締役には支給しないものとする。
- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）
監督報酬（一律同額）、執行報酬（役位別に一律同額）により決定する。社外取締役には支給しないものとする。
- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）
業績評価期間の状況に応じて、基準となる交付株式数を定め、在任期間及び業績目標達成度に応じて算定される当社株式を支給する。社外取締役には支給しないものとする。

本制度に基づき各対象取締役に支給する個別の最終交付株式数の算定方法は次のとおりとする。

「最終交付株式数 = 基準交付株式数 × 在任期間 × 業績目標達成度」

■ 基準交付株式数

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{役割別株式報酬基準額}}{\text{基準株価}}$$

■ 基準株価

業績評価期間の開始日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

■ 在任期間

$$\text{在任期間} = \frac{\text{在任月数}}{12}$$

■ 業績目標達成度

(A) 業績評価期間及び業績評価指標

業績評価期間	2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度
業績評価指標	3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROE

(B) 具体的な算出方法

業績目標達成度は、当社の業績評価期間に対応した各事業年度に係る確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書により算出される3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROEの数値に基づいて、次の表に従って算出する。

ランク			連結ROE（3年単純平均）						
			S	A	B	C	D	E	F
以上			11.5%	10.5%	9.5%	8.5%	7.5%	6.5%	
未満				11.5%	10.5%	9.5%	8.5%	7.5%	6.5%
連結 営業 利益 （3 年 累 積）	S	540億円 (180億円/年)	200%	180%	160%	140%	120%	100%	0%
	A	500億円 (167億円/年)	180%	160%	140%	120%	100%	80%	0%
	B	460億円 (153億円/年)	160%	140%	120%	100%	80%	60%	0%
	C	420億円 (140億円/年)	140%	120%	100%	80%	60%	40%	0%
	D	380億円 (127億円/年)	120%	100%	80%	60%	40%	20%	0%
	E	340億円 (113億円/年)	100%	80%	60%	40%	20%	0%	0%
	F	340億円 (113億円/年)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

<取締役及び監査役の報酬等の総額等>

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬		譲渡制限付 株式報酬	
			賞与	株式報酬		
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	259 (31)	149 (31)	56 (一)	32 (一)	21 (一)	9 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	37 (21)	37 (21)	—	—	—	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13 (4)	13 (4)	—	—	—	5 (3)

- (注) 1. 当事業年度の末日 (2026年3月31日) 時点における取締役の在籍人員は10名 (取締役 (監査等委員である取締役を除く。)) 6名、監査等委員である取締役4名) であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬のうち賞与の額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 業績連動報酬のうち株式報酬の額は、業績評価期間である中期経営計画期間にわたって費用を計上する業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
6. 業績連動型報酬の業績評価指標である親会社株主に帰属する当期純利益、営業利益、ROE及びROICの実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

【ご参考】指名・報酬委員会について

当社は、取締役、執行役員等の役員に関する人事、報酬等の透明性及び妥当性を高めるべく「指名・報酬委員会」を設置しており、役員候補者の選定、役員の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会に諮問することとしております。当事業年度の末日 (2026年3月31日) 現在、同委員会の委員は次のとおりであります。

氏名	地位及び職業等	指名・報酬委員会における地位
長井聖子	当社社外取締役	委員
梅原俊志	当社社外取締役	委員長
浅見彰子	当社社外取締役	委員

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第102期	第101期(ご参考)	科 目	第102期	第101期(ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	199,542	179,037	流動負債	119,399	93,393
現金及び預金	36,057	28,474	支払手形及び買掛金	45,212	31,302
受取手形、売掛金及び契約資産	79,574	74,864	短期借入金	4,960	6,198
電子記録債権	15,429	10,605	1年内返済予定の長期借入金	9,000	1,000
商品及び製品	5,884	5,301	未払費用	17,403	15,414
仕掛品	27,323	27,564	未払法人税等	4,721	4,450
原材料及び貯蔵品	30,677	29,075	契約負債	21,422	16,147
その他の流動資産	4,959	3,475	役員賞与引当金	275	322
貸倒引当金	△363	△324	製品保証引当金	196	179
			工事損失引当金	2,852	3,166
			その他の流動負債	13,353	15,211
			固定負債	50,970	59,983
固定資産	96,513	87,406	長期借入金	35,000	44,000
有形固定資産	52,822	49,550	繰延税金負債	143	113
建物及び構築物	22,107	19,842	再評価に係る繰延税金負債	48	48
機械装置及び運搬具	7,750	6,876	株式給付引当金	273	83
土地	14,969	14,623	退職給付に係る負債	13,110	13,415
建設仮勘定	5,553	5,664	その他の固定負債	2,394	2,321
その他の有形固定資産	2,440	2,542	負債合計	170,369	153,377
無形固定資産	3,074	2,898	(純資産の部)		
投資その他の資産	40,617	34,957	株主資本	112,635	104,657
投資有価証券	18,953	14,483	資本金	15,981	15,981
長期貸付金	311	346	資本剰余金	14,804	14,844
退職給付に係る資産	6,828	5,737	利益剰余金	87,356	79,414
繰延税金資産	7,716	8,388	自己株式	△5,508	△5,582
その他の投資等	6,816	6,014	その他の包括利益累計額	12,245	7,369
貸倒引当金	△9	△12	その他有価証券評価差額金	5,326	2,534
			土地再評価差額金	△377	△377
			為替換算調整勘定	4,317	3,494
			退職給付に係る調整累計額	2,978	1,718
			非支配株主持分	805	1,039
資産合計	296,056	266,443	純資産合計	125,687	113,066
			負債純資産合計	296,056	266,443

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第102期	第101期 (ご参考)
売上高	285,024	266,441
売上原価	235,649	221,688
売上総利益	49,375	44,753
販売費及び一般管理費	33,046	30,783
営業利益	16,329	13,970
営業外収益	1,840	997
受取利息及び配当金	492	422
持分法による投資利益	207	23
雑収益	1,140	551
営業外費用	1,845	1,430
支払利息	739	461
雑損失	1,106	968
経常利益	16,324	13,536
特別利益	823	257
固定資産売却益	—	176
投資有価証券売却益	265	81
受取和解金	558	—
特別損失	1,150	529
固定資産処分損	125	304
減損損	762	—
投資有価証券評価損	128	168
関係会社出資金評価損	134	—
独占禁止法関連損失	—	55
税金等調整前当期純利益	15,997	13,265
法人税、住民税及び事業税	5,625	5,123
法人税等調整額	△1,170	△1,008
当期純利益	11,542	9,150
非支配株主に帰属する当期純利益	35	192
親会社株主に帰属する当期純利益	11,507	8,957

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

新明和工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新明和工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新明和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の、当社が機械式駐車装置の販売に関して公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた件並びに当社及び当社の子会社である東邦車輛株式会社が特装車の架装物等の販売価格の決定に関して公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定された件につきましては、監査等委員会として、当社グループ全体において再発防止措置等が着実に実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組みの実施・定着状況を監視・検証してまいります。また、当社が供給した機械式立体駐車場の屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合につきましては、監査等委員会として、国土交通省等の指導の下、是正措置等が進められていることを確認しており、引き続き当社の対応状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

新明和工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 田 幸 司 ㊟

監査等委員 杵 山 栄 理 ㊟

監査等委員 木 村 文 彦 ㊟

監査等委員 鈴 木 敦 子 ㊟

(注) 監査等委員 杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室
T E L (0798)56-5000(代表)

